

第901回

宿毛市農業委員会会議

1. 日 時 令和8年7月21日（木曜日）午前9時45分

2. 場 所 宿毛市役所3階 303会議室

3. 出席者（16名）

1 番 稲田 義敬	2 番 山口 一晴	3 番 山口 良博
4 番 山本 欣史	5 番 岩本 誠司	6 番 井垣 水里
7 番 澤田 誠規	8 番 川田 直樹	9 番 小島 久司
10 番 浦田 久永	11 番 羽賀 大透	

1 番 田村 篤	2 番 保田 稔	3 番 川島 照久
5 番 赤星 文香	6 番 山本 大	7 番 中平 武典

4. 欠席者（2名）

4 番 堀内 愛貴

5. 事務局等出席者

産業振興課長 岩本 敬二

事務局長兼農地係長 橋本 幸枝 事務局主幹 小野 りか

6. 付議案件

議案第1号 会長及び会長職務代理者の選任について

議案第2号 農地利用最適化推進委員の選任について

議案第3号 議席番号の指定について

議案第4号 担当地区の決定について

○事務局長 本日は、お忙しい中、農業委員会の会議にご出席賜りありがとうございます。ただ今より第901回宿毛市農業委員会の会議を開会いたします。

それでは、地方自治法第107条の規定により、議長が決まりますまでの間、皆さまの中で最年長の委員を「臨時議長」として指名することとなっておりますので、澤田委員を「臨時議長」にご指名いたします。よろしくお願いいたします。それでは澤田委員、臨時議長席にご移動ください。

○臨時議長 おはようございます。ただ今ご指名いただきました濱田でございます。会長が選出されるまでの間、臨時議長を勤めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

なお、ただ今の出席委員数は11名で、定数に達しております。

○臨時議長 これより、本日の会議を開会いたします。

この際、議事の進行上、「仮議席」を指定いたします。「仮議席」は、ただ今ご着席の議席と指定いたします。

「議事録署名委員」の指名を行います。議事録署名委員は、仮議席1番稲田義敬委員と2番山口一晴委員にお願いいたします。

○臨時議長 それでは、議案第1号「会長の選任について」を議題といたします。

会長の選任方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○臨時議長 異議なしと認めます。よって選任の方法は指名推選によることと決しました。

「小休にいたします。」

（委員発言）

「正会にいたします。」

○臨時議長 お諮りいたします。指名の方法につきましては、臨時議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○臨時議長 異議なしと認めます。よって指名の方法は臨時議長において指名することに決しました。

○臨時議長 それでは、第２５期会長に岩本誠司君を指名いたします。
お諮りいたします。ただ今指名いたしました岩本誠司君を会長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○臨時議長 異議なしと認めます。よって、岩本誠司君が会長に当選されました。
会長に当選されました岩本誠司君が会場におられますので、本席から会議規則第３２条第２項の規定により告知いたします。
会長の任期は、令和１１年７月１９日までといたします。岩本誠司君の発言を求めます。

○会 長 こんにちは。また今日から３年間、会長の方を務めさせていただきます。
３年間、皆さまの協力がなければやっていけませんので、一緒に頑張りたいと思いますので、よろしくお願いします。

○臨時議長 岩本誠司君、会長席にお着き願います。スムーズな進行ありがとうございます。
いました。

○議 長 引き続きまして議案第２号「会長職務代理者の選任について」を議題といたします。
会長代理の選任方法につきましては、地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推選によりたいと思いますがこれにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議 長 異議なしと認めます。よって選任の方法は指名推選によることと決しました。

「小休にいたします。」

(委員発言)

「正会にいたします。」

○議 長 お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしと認めます。よって指名の方法は議長において指名することに決しました。

○議 長 それでは、第25期会長代理に山口一晴君を指名いたします。
お諮りいたします。ただいま指名いたしました山口一晴君を会長代理の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしと認めます。よって山口一晴君が会長代理に当選されました。
会長代理に当選されました山口一晴君が会場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。会長代理の任期は、令和11年7月19日までといたします。山口一晴君の発言を求めます。

(新会長代理挨拶 自席にて)

○議 長 山口一晴君、会長代理席にお着き願います。

○議 長 引き続きまして、第2号議案「農地利用最適化推進委員の選考について」を議題といたします。

農地利用最適化推進委員の選考につきましては、宿毛市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程にありますように、候補者の評価を総会で行い決定する事となっております。定員7人に対して候補者7人の応募が出ています。事務局より説明をお願いします。

○事務局長 (候補者について説明)

農地利用最適化推進委員の選考について、ご説明いたします。新しい推進委員の方は、農業委員会で選考を行いまして、決定は、先ほど辞令交付を受けました新農業委員ですという事になっておりますので、今回、この場で、推進委員の選任についての議決をいただきたいと思います。資料につきましては、議案書の2ページに推進委員の応募状況、別添の資料で農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程を配布しております。人数は、定数7名に対し応募が7名の同数であります。内訳は、再任が5名、新任が2名です。

募集状況につきましては、農業委員と一緒に3月1日から1ヶ月間公募をし、期間内に7名の応募がありました。この応募のありました7名について委嘱をすることの承認をいただきたいという事でございます。説明は以上になります。

○議 長 候補者について事務局から説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 定員7人に対して応募者が7人ですが、この7人を農地利用最適化推進委員として決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしと認めます。
よって、候補者7人を農地利用最適化推進委員とすることに決定いたしました。小休にいたします。

(農地利用最適化推進委員の委嘱式)

(農業委員の永年勤続に対する感謝状贈呈式)

○議 長 正会にいたします。
本日は、堀内委員より宿毛市農業委員会規程10条の規定による欠席の申し出がありましたので、報告いたします。
新しい農業委員会の農業委員、農地利用最適化推進委員が揃いました。
本日の総会は、改選後、最初に行なわれます農業委員会総会となります

ので、農業委員会等に関する法律第21条第1項により、市長名による招集となっておりますが、中平市長及び岩本副市長が不在のため、岩本産業振興課長より一言ご挨拶を申し上げます。よろしくお願いします。

○岩本課長 皆様、本日はお忙しい中、辞令交付式にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本来であれば、市長または副市長が出席し、皆様に直接ご挨拶を申し上げるべきところではございますが、本日はあいにく公務のため不在にしております。

誠に恐縮ではございますが、私、産業振興課長が市長の挨拶を代読させていただきます。

この度、農業委員および農地利用最適化推進委員にご就任されました皆様、誠におめでとうございます。また、皆様におかれましては、日頃より本市の農業振興に多大なるご尽力とご理解を賜り、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

さて、現在の農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や人口減少に伴う担い手不足、そして遊休農地の増加など、依然として厳しい状況に直面しております。このような中、農地の権利移動や転用等の適正な審査をはじめ、農地利用の最適化に向けた皆様の役割は、ますます重要になっております。

この困難な課題に立ち向かい、地域の農地を守り、次世代へ引き継いでいくためには、農業委員の皆様と農地利用最適化推進委員の皆様が「二人三脚」となり、密接に連携して現場活動に取り組んでいただくことが不可欠です。農業委員の皆様の広範な知見と、推進委員の皆様の地域に密着した機動力、それぞれの強みを掛け合わせ、現場の生の声に耳を傾けながら活動していただきますようお願い申し上げます。

また、現在、宿毛市におきましても「地域計画」の策定および推進に全力で取り組んでおります。10年後の地域農業の姿を描き、誰がどのように農地を使っていくのかを定めるこの計画は、本市の農業の未来を決定づける大変重要なものです。現場に最も近い存在である皆様には、地域での話し合いの場において中心的な役割を担っていただき、地域計画の着実な推進と実行に向けたお力添えを賜りますよう、強くお願い申し上げます。

本市といたしましても、皆様方としっかりとスクラムを組み、持続可能で魅力ある地域農業の実現に向けて、各種施策に積極的に取り組んでまいり所存でございます。

結びになりますが、委員の皆様の今後ますますのご健勝とご多幸、そして地域農業の更なる発展を祈念いたしまして、ご挨拶いたします。

令和8年7月21日 宿毛市長 中平 富宏

代読は以上でございます。本日は誠におめでとうございます。
どうぞ3年間よろしくお願い申し上げます。

○議 長 岩本課長、どうもありがとうございました。
なお岩本課長は所用がありますので、ここで退席させていただきます。

○議 長 それでは、新体制となり全員が揃ったところで新しい方もいらっしゃいますので自己紹介をお願いします。稲田委員さんから順番をお願いします。

(自己紹介)

○議 長 それでは、議案第3号「議席番号の決定について」を議題いたします。
本日の議席は、地区順で仮議席を指定いたしましたが、宿毛市農業委員会会議規則第7条の規定により「議席は、あらかじめくじで定める」とあります。規定どおりくじで定めるか、今の仮議席のままを議席とするか、ご意見をお伺いします。

(委員発言)

○議 長 お諮りいたします。ただいま、地区順で良いのではというご意見が出ましたが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、議席は地区順といたします。

○議 長 続きまして、議案第4号「担当地区の決定」を議題いたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局長 (担当地区の説明)

議案第4号「担当地区の決定」についてご説明いたします。これは各委員に担当していただく区割りを確認・決定するものです。

議案書の6ページに案を書かせてお頂いております。

宿毛市では、農業委員と農地利用最適化推進委員とが2人でペアになって活動していただくことを想定しており、このような区割りを編成しております。事務局案としましては、委員の皆さまにはこれまでの区割りで引き続き担当をお願いしたいと考えておりますが、川島委員さんから事前にご意見があった橋上地区を今回どうするのかと、街区の稲田委員さんと山口一晴委員さんからもご意見があり、これまではバイパスを境に東と西で決めていて、貝塚地区を山口一晴委員さんが担当していたのですが、今期25期の3年間は稲田委員さんに担当していただくよう、お二人からは、了承を頂いております。

事務局からは簡単ですが、以上でございます。

○川島委員 山奈町、平田町、橋上町、一人というのはおかしい。小筑紫町でも2、3人はおると思う。橋上町も橋上から始まって出井の方に行くとうたらまだ、なかには奥藤、京法、還住藪といった所まで行くとなったら大変。今からは、過疎になって出て行ってしまっていて、橋上、楠山は非農地証明が出るはずなので、考えてもらいたい。

○事務局長 事務局といたしましても地区割がどのような形でスタートしたのかなど、調査をさせていただきたいと思っておりますので、改めて、皆さまにお諮りさせていただきたいと考えております。

○議 長 ただ今、事務局より提案がありました通り、地区割については、事務局調査の上、次回協議することで、現在は事務局より提案された案の通りでいきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 続きまして、協議事項と報告事項に移ります。事務局よりお願いします。

○事務局員 (次回会議の日程について)

最後に次回定例会の日程についてお知らせします。次回の8月5日なんですが、今日のこの場に市長・副市長が不在だった関係で、産業振興課長が市長の挨拶を代読させていただきましたが、顔を合わす機会がないということで、相談を受けております。

そのため、8月の定例会か9月の定例会でお会いできたということ

話を進めてきたのですが、今の予定ですと市長が不在のため、8月5日の定例会を皆さまの都合がつけば、8月7日に変えていただけないかとのご相談です。

（「異議なし」との声あり）

○事務局長 では、8月7日（金曜日）1時半からこの場所に変更させていただきます。

内容や議案書等については事前にあらかじめ送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

最後に、もう1点。個人情報の保護についてお知らせさせていただきます。農業委員及び農地利用最適化推進委員は、特別職の公務員となります。今後送付いたします総会の資料等について外部流出や置き忘れなどがありませう、守秘義務が生じますので個人情報の保護には十分ご注意ください。

事務局からは以上です。

○議 長 ほかに何かありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 以上で、今期会議の議事はすべて議了いたしました。
 これで第901回宿毛市農業委員会会議を閉会いたします。

午前11時閉会

令和8年7月21日

会 長

農業委員

農業委員